

【紙申請】死亡等届出書

提出書類及び注意事項

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	正本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。(窓口で受付印を押印して返却します。) 郵送の場合は返信用封筒を同封。

・チェックリスト

必要書類等	提出書類	確認事項等
取引士の死亡等	・宅地建物取引士死亡等届出書 ・宅地建物取引士証返納届(取引士証の交付を受けている場合のみ)	1. △(死亡の場合) 戸籍抄本 2. △(破産の場合) 裁判所の破産手続き開始の決定書 3. △(禁固以上の刑または所定の罰金刑に処せられた場合) 裁判所の判決書等 4. ○宅地建物取引士証(取引士証の交付を受けている場合のみ) ※宅地建物取引士証を探しても見当たらない場合 ○取引士証の亡失・滅失状況届※警察に届け出た場合には、届け出た内容(届出日、警察署名、受理番号)を記入してください。
委任状		代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		代理人の顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、行政書士証等)

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

2 死亡等届出書はその事実の生じた日等から30日以内に届け出てください。

各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624